

開催日時	平成 26 年 8 月 19 日 (火) 14:00 ~ 16:30
科目名	特許法 (特許侵害訴訟に対する損害賠償請求)
講師	田 村 善 之 (北海道大学情報法政策学研究センター長、 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻教授)
内 容	特許法 102 条が定める損害賠償額の算定に関しては、2013 年に特許法 102 条 2 項の侵害者利益の推定を受けるためには特許権者が実施していることを要しないとされた知財高裁大合議判決が出て注目を集めているが、102 条 1 項の逸失利益の推定覆滅後の 3 項の相当実施料額賠償の可否、侵害製品の一部を特許の実施部分が占めるに過ぎない場合に寄与率を用いるか否かという点等について、裁判例が分かれている。本講義では、こうした争点を中心に特許権侵害に対する損害賠償に関する裁判例を俯瞰することにした。